

宅地建物取引業者の皆様方へ

## 浄化槽の維持管理と各種手続きのお願い

山梨県森林環境部大気水質保全課

貴殿が管理・仲介・売買する住宅等のなかには、トイレ、台所、お風呂などからの生活排水を処理するための「浄化槽」が設置されている物件があることと思います。

売買等により浄化槽管理者(※)が変更となる際には、各種書類のご提出が必要となります。

また、浄化槽管理者には、適正な維持管理が義務付けられています。快適な生活を送っていただくためにも、法定検査・保守点検・清掃の3つの維持管理の実施についてご案内いただきますようお願いいたします。

※浄化槽管理者：浄化槽の所有者、占有者その他の者で当該浄化槽の管理について権限を有する者

### 1 浄化槽管理者変更報告書等を提出してください。(浄化槽法第10条の2)

① 住宅の売買等に伴い浄化槽管理者が変更となってから30日以内に、変更後の浄化槽管理者は、「浄化槽管理者変更報告書」(第6号様式)を提出する必要があります。提出先は、浄化槽の設置場所市町村です。

(様式)<http://www.pref.yamanashi.jp/download/taiki-sui/suishitsu11.html>

② また、浄化槽の使用を開始した場合は、「浄化槽使用開始報告書」(第4号様式)を提出する必要があります。提出先は、浄化槽の設置場所市町村です。

(様式)<http://www.pref.yamanashi.jp/taiki-sui/suishitsu9.html>

### 2 法定検査を受検してください。(浄化槽法第7条、第11条)

① 浄化槽を使い始めて3か月が経過した後、5か月以内に「法定検査(設置後等の水質検査)」を受けなければなりません。(浄化槽法第7条)

② その後も、毎年1回、「法定検査(定期的な水質検査)」を受けなければなりません。(浄化槽法第11条)

浄化槽管理者に変更が生じた際は、変更後の浄化槽管理者から指定検査機関へ、改めて申し込む必要があります。

なお、次回(1年後)の検査時期については、指定検査機関から案内があります

法定検査の申込先

【山梨県指定検査機関】

一般社団法人 山梨県浄化槽協会

〒400-0054 甲府市西下条町 965

TEL 055-288-1132 FAX 055-288-1131

一般的な住宅(10人槽以下)  
の検査手数料

① 7条検査:8,500円

②11条検査:4,500円

### 3 保守点検を行ってください。(浄化槽法第 10 条)

- 浄化槽を正しく機能させ、良好な状態に保つため、定期的に保守点検を行わなければなりません。
- 保守点検は、山梨県知事(甲府市内の浄化槽は甲府市長)の登録を受けた保守点検業者に委託して実施してください。  
※登録業者の一覧表は、ホームページに掲載しています。



山梨県 HP



甲府市 HP

### 4 清掃を行ってください。(浄化槽法第 10 条)

- 年1回以上、浄化槽の中にたまったスカムや汚泥を抜き取り、浄化槽内の装置を清掃しなければなりません。
- 清掃は、市町村長の許可を受けた業者に委託して実施してください。  
清掃業者については、各市町村の浄化槽担当課にお問い合わせください。

### 5 浄化槽設置者講習会開催のお知らせ

- 山梨県では、浄化槽に関する正しい知識の普及啓発を行い、浄化槽の適正な維持管理に役立てていただくため、WEB 動画による浄化槽設置者講習会を整備しています。是非ご確認ください。

<http://www.pref.yamanashi.jp/taiki-sui/settisya-kousyuukai.html>



- その他、県のホームページに、浄化槽に関する情報を掲載しています。

[http://www.pref.yamanashi.jp/taiki-sui/joukasou\\_ijikannri.html](http://www.pref.yamanashi.jp/taiki-sui/joukasou_ijikannri.html)



#### 浄化槽に関するお問い合わせ先

山梨県 森林環境部 大気水質保全課	TEL 055-223-1511
中北林務環境事務所 環境・エネルギー課	TEL 0551-23-3090
峡東林務環境事務所 環境・エネルギー課	TEL 0553-20-2739
峡南林務環境事務所 環境・エネルギー課	TEL 055-240-4141
富士・東部林務環境事務所 環境・エネルギー課	TEL 0554-45-7811
甲府市環境部環境対策室 環境保全課	TEL 055-241-4312